

2010.12.03：平成22年文教公安委員会 本文

○高樋委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終わります。

これより議案の採決を行います。

議案第14号中所管分、本件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、原案は可決されました。

次に、請願受理番号第5号「公立教育を一層充実させるための請願書」を審査いたします。

本請願について、執行部の説明を願います。——橋本教育長。

---

○橋本教育長

請願第5号「公立教育を一層充実させるための請願書」についてであります。請願者は、民主教育をすすめる青森県民連合、代表者、阿部喜美子外2名です。

請願の趣旨は、公立学校の教育を一層充実させるために、教育諸条件を改善してほしいというものであります。

処理方針についてであります。まず、請願事項1の「小・中・高の30人以下学級を国の責任で早期に実現するよう関係機関に強く働きかけること」についてであります。学級編制基準は国の標準法に基づいて定められており、教職員定数改善計画に沿って学級の編制人数を順次引き下げてきております。

文部科学省では、平成23年度から8力年で標準児童生徒数を引き下げるなどの少人数学級の推進を柱とした「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」をことし8月に発表しております。

このため、県教育委員会では、この定数改善計画案が着実に実施されるよう、全国都道府県教育長協議会などを通じ、国に働きかけているところであります。

2の「県独自の少人数学級を一層充実すること及び複式学級の解消に向けた努力をすること」についてであります。現在、小学校1、2年生と中学校1年生を対象に33人の学級編制を実施しており、また、複式学級については、小学校1年生または2年生を含む人数の多い学級を有する学校に非常勤講師を配置し、指導の充実を図っているところであります。

高等学校については、農業、工業及び水産に関する専門高校について、40人から35人に引き下げを行っております。

しかしながら、少人数学級の一層の充実及び複式学級の解消については、先ほど申し上げました文部科学省が発表した「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」において、少人数学級の推進や複式学級に係る学級編制標準の引き下げなどが盛り込まれていること、また、県独自の少人数学級の取り組み充実のためには、教職員の増配置に伴う多額の経費を要するという課題があることから、平成20年度に策定された青森県行財政改革大綱との整合性を図りながら検討する必要があるものと考えております。

3の「義務教育費の国庫負担制度を維持・拡大するよう国に働きかけること」についてであります。義務教育費国庫負担制度は、義務教育費国庫負担法に基づき、都道府県が負担する公立義務教育

諸学校の教職員の給与費等について、その一部を国が負担するものであり、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国民のすべてに対し、その妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としているものであります。

この制度による国庫負担率については、平成18年4月に義務教育費国庫負担法の一部改正により、2分の1から3分の1に改正され、都道府県の負担増分については、税源移譲で措置することとされております。

県教育委員会としては、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、義務教育費国庫負担法に基づき、国の責務として必要な財源を確保するよう、全国都道府県教育長協議会などを通じて国に対して働きかけているところであります。

4の「障害児学校のマンモス化を解消し、すべての子に目のゆきとどく障害児教育を保障すること」についてであります。障害のある生徒に対する後期中等教育の重要性を踏まえ、これまで高等部の整備に努めるとともに、高等部進学を志望する生徒全員を受け入れる方向で対応してきたことから、特に知的障害を対象とする特別支援学校において、高等部への入学者数の増加等により、児童生徒数が多い状況にあります。

県教育委員会では、このような状況に対処するため、学級増に応じた教員配置や施設整備を実施するなど、児童生徒の教育活動に支障を来すことのないよう対応に努めているところであります。

また、ことし7月に策定した「青森県立特別支援学校教育推進プラン」においても、学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実に向けた検討を進めることとしております。

5の「高校統廃合によって子どもの教育を受ける権利が狭められないようにすること」についてであります。県立高等学校教育改革第3次実施計画は、社会の変化や中学校卒業予定者数のさらなる減少が見込まれる中、小学校や中学校で学んでいる子供たちが夢をはぐくみ、進路実現に向けた高等学校教育を受けることができるよう策定したものです。

本実施計画では、統廃合を含めた適正な学校の規模・配置については、志願・入学状況等を見きわめながら適切に対応するとともに、他の学校へ通学することが困難である場合などは、地区の事情による柔軟な学校配置等にも配慮することとしております。

6の「高校生に対する修学保障のための奨学金の拡充を図ること及び学校納付金補助制度を新設すること」についてであります。高校奨学金については、現在、財団法人青森県育英奨学会が実施主体となって、国の交付金を貸付金原資として貸与事業を実施しており、今年度から他の団体との併用を認めたとあります。

県教育委員会といたしましては、この奨学金制度を維持しつつ確実に実施できるよう、全国都道府県教育長協議会などを通じて国に対して働きかけているところであります。

また、文部科学省では、平成23年度概算要求で、低所得者世帯の生徒に対し、教科書等図書費相当額を給付する「高校生に対する給付型奨学金事業」を要望しているところであり、国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

さらに、後段の「相談窓口を設けること」についてであります。高校奨学金などについては、これまでも「教育広報あおもりけん」や県の広報誌、新聞などで周知を図っており、各高等学校の事務室や県教育委員会の担当課などが窓口となって適切に対応しております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、保護者の経済的負担を軽減し、生徒が安心して勉学に励む環境づくりに取り組んでまいります。

以上であります。

---

○高樋委員長

本請願について御意見等はありませんか。——高橋委員。

---

○高橋委員

「公立教育を一層充実させるための請願書」についてであります。今、県においては、青森県行財政改革大綱に基づく財政健全化に向けた取り組みを進めています。このような厳しい財政状況下にあっても、県教育委員会では、独自の少人数学級編制の実施を初め、特別支援学校高等部への進学希望者の増加に対応した高等部の整備、また、高等学校においては、平成20年度に策定されました県立高等学校教育改革第3次実施計画に沿った具体的な取り組みが進められている段階にあります。

このような中、国の責任において実施すべき事項につきましては、請願内容を理解しないわけではありませんが、しかしながら、文部科学省がことし8月に発表した標準児童生徒数を引き下げるなどの少人数学級、この推進を柱とする「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」の動向など、国の施策の方向性を見きわめる必要があること、また、現在の県の方向性とは意見が異なる部分があることから、本請願につきましては現時点では不採択とすべきと考えます。

以上であります。

---

○高樋委員長

ほかに御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願受理番号第5号は不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○高橋委員長

ほかに質疑はありませんか。——高橋委員。

---

○高橋委員

犯罪抑止対策の現状等について、私からお伺いをいたします。

先月でありましたが、当委員会の県外調査で、沖縄に行ってまいりました。沖縄県警を訪問させていただいて、犯罪抑止対策の現状等について沖縄県警の取り組みを聞いてきたわけであります。

沖縄県では、ちゅらさん運動という、沖縄の方言で「ちゅら」というのは美しいとか清らかという意味だそうでありまして、「ちゅら人づくり」、「ちゅらまちづくり」、「ちゅらゆいづくり」という3つの、そういう名称で、県警はもちろん、知事部局、また、教育庁も含めて連携して、沖縄県ならではのさまざまな取り組みをしているということでありました。この中には、沖縄の、地元の方なんでしょうね、イメージソングをつくったり、あるいはロゴのバッジというんですか、ロゴマークが入ったピンバッジみたいなものをつくって、広報活動にもかなり力を入れているようであります。そういったことで、さまざまな対策によって犯罪の件数そのものも近年かなり減少しているということでありました。

そこで、本県の刑法犯認知件数の推移についてまずお伺いをいたします。

---

○高橋委員

本県においても、今、刑法犯認知件数が7年連続で減少と。半数まで減っているということでありましたけれども、犯罪抑止対策としての本県の取り組みの状況、加えまして今後の方針等について御答弁をお願いします。

---

○嶋山生活安全部長

御質問にお答えいたします。

犯罪抑止対策の取り組み状況でありますけれども、県民の皆様方に不安を与え、件数をふやしている自転車盗、車上ねらいという街頭犯罪や万引きの抑止対策に力を入れて取り組んでおり、具体的には、発生が予想される時間帯・地域における警察官と自主防犯ボランティアの方々と連携した街頭警戒活動、あらゆる広報媒体を活用した県民の皆様方の自主防犯意識を喚起するための地域安全情報の提供、防犯指導のための声かけや不審者に対する職務質問などを推進しております。

個々の罪種ごとの抑止対策といたしましては、約7割が無施錠である自転車盗と住宅対象侵入窃盗の被害防止のための施錠やツーロックを促す広報活動、乗り物盗難、車上ねらい、器物損壊が予想される施設管理者等に対する自主パトロール実施の働きかけ、それから、店舗管理者による万引きできない環境づくりの促進などの対策に取り組んでおります。

また、住宅防犯チェックシートの作成や住宅防犯講習会の開催等を柱とする住宅防犯対策・我がまちセーフティーアップ事業、スーパーやコンビニ等に対して万引き被害防止啓発指導者「マンボウマイスター」を委嘱して自主防犯対策を促進するなどの万引き抑止総合対策事業も推進しております。

今後は、これまでの抑止対策の効果を検証しながら、引き続き、街頭犯罪、侵入犯罪、万引きの抑止対策を強化するとともに、子供や女性を対象とする性犯罪や不審な声かけ等の警戒・防止活動、手口が悪質・巧妙化している振り込め詐欺の抑止活動等についても一層強化していくこととしております。

また、あらゆる年代の方々、防犯ボランティア、職域防犯団体の皆様方に地域安全情報が行き届くよ

うなきめ細かな情報ネットワークの構築、犯罪を許さない、見逃さないという機運の醸成、地域の自主防犯機能の強化、社会全体の規範意識を高め、きずなを深めるような広報活動等についても積極的に展開していきたいと考えております。

以上でございます。

---

○高橋委員

御答弁ありがとうございました。

犯罪の検挙のほうは当然でありますけれども、この犯罪を未然に防止する、抑止するという部分は検挙以上に重要な面があるかと思っておりますので、引き続き、県民が安全に、また安心して暮らせる社会を実現するために頑張ってくださいたいと。

個人的には、犯罪の抑止対策で一番大事なのは、私は景気対策でもあろうかと思うんですよ。なので、そういった一面もありますけれども、県警だけでなく、知事部局あるいは教育庁とも連携を今後ともしながらこのことに全力で取り組んでいただきたいと、そのように思います。

終わります。